

静岡県地域公共交通計画の策定について

令和4年7月28日

静岡県 交通基盤部都市局地域交通課



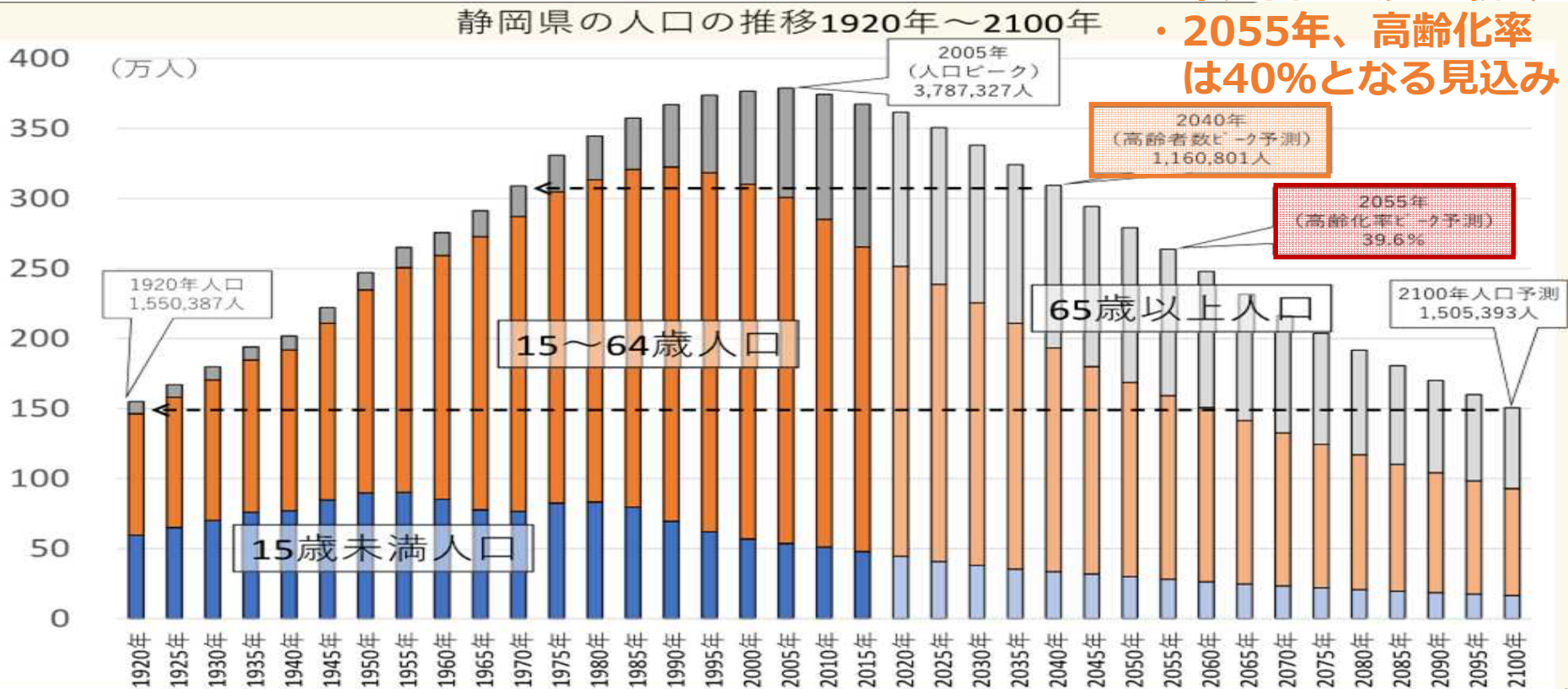
目次

- 1 地域公共交通を取り巻く状況**
 - 2 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正**
 - 3 地域公共交通計画の策定**
 - 4 今後の予定**
- (参考) 事前アンケートの結果**

1 地域公共交通を取り巻く状況

① 人口の動態

- ・ 2005年をピークに、県人口は減少が続く
- ・ 2055年、高齢化率は40%となる見込み

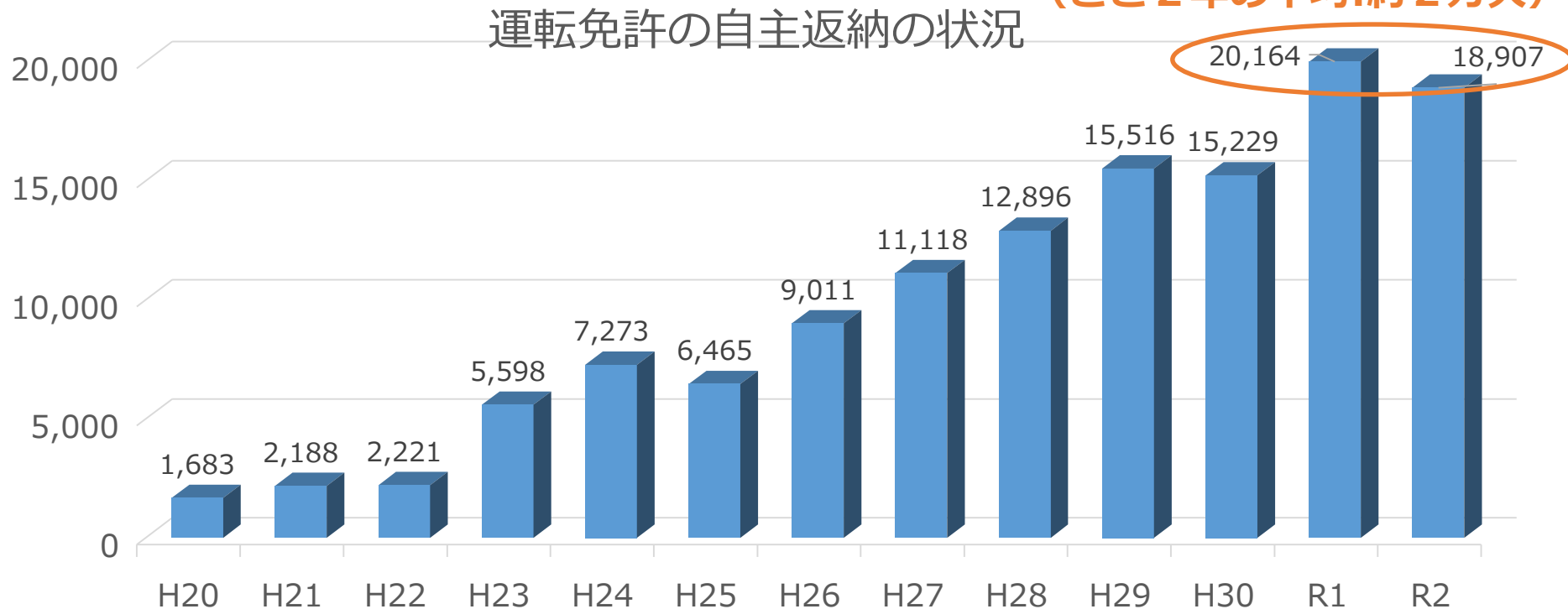


1 地域公共交通を取り巻く状況

② 運転免許返納者の増加

(単位：人)

運転免許を返納した高齢者の
の移動手段を確保する必要
(ここ2年の平均:約2万人)



出典：県警本部「令和2年版交通年鑑」をもとに県が作成

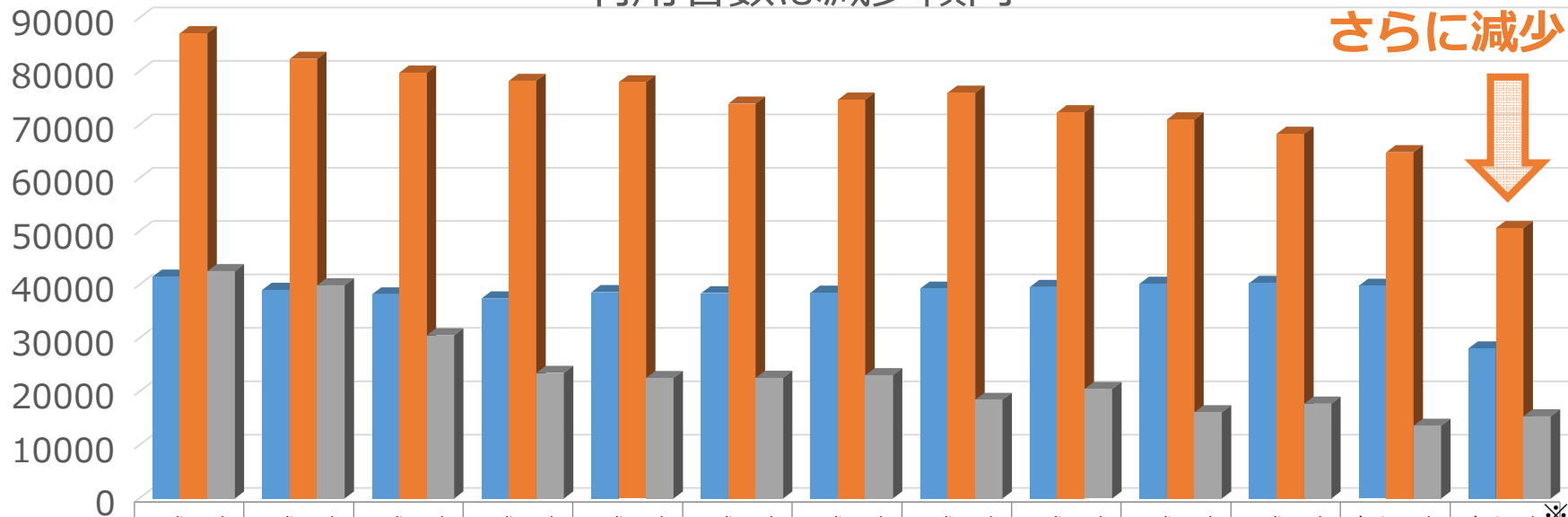
1 地域公共交通を取り巻く状況

③ 公共交通利用者数の推移

(単位：千人)

利用者数は減少傾向

新型コロナの影響でさらに減少



平成20年 平成21年 平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 令和元年 令和2年*

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年*
■ 民鉄	41566	39111	38256	37477	38658	38474	38538	39338	39617	40207	40395	39845	28154
■ 乗合バス	87175	82397	79801	78269	78002	73988	74732	76032	72385	71020	68356	64906	50655
■ ハイヤー・タクシー	42609	39938	30587	23567	22608	22632	23124	18531	20532	16174	17783	13649	15418

※令和2年のみ令和2年度の速報値

出典：国土交通省中部運輸局「数字で見る中部の運輸」をもとに県が作成

2 地域公共交通活性化再生法の改正

① 法改正の経緯

平成19年
制定

- 地域公共交通の活性化及び再生につながる、地域における主体的な取組を推進するために制定。

平成26年
改正

- コンパクト+ネットワークの考え方などを追加
- 法改正に合わせ、国の補助事業を拡充

令和2年
改正

- 地域が自らデザインする地域の交通
- 地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実
 - 輸送資源の総動員による移動手段の確保
 - 既存公共交通サービスの改善の徹底促進



2 地域公共交通活性化再生法の改正

② 法改正と乗合バスへの補助制度との関係

	現行		法定計画の有無	経過措置期間 (令和3年度から 令和5年度)		経過措置期間終了 後 (令和6年度申請分～)	
	補助計画	交付先		補助計画	交付先	補助計画	交付先
幹線	生活交通確保維持改善計画 (県単位)	乗合バス事業者	県法定計画あり	県法定計画 又は 県生活交通確保維持改善計画	県法定協議会 又は 乗合バス事業者	県法定計画	県法定協議会 又は 乗合バス事業者
			県法定計画なし 市町村法定計画あり	県生活交通確保維持改善計画 又は 市町村法定計画	市町村法定協議会 又は 乗合バス事業者	市町村法定計画	市町村法定協議会 又は 乗合バス事業者
			県・市町村法定計画なし	県生活交通確保維持改善計画	乗合バス事業者	補助対象外	

地域公共交通確保維持事業により運行を確保維持する運行系統は、**法定協議会の協議を経て「地域公共交通計画」に位置付ける必要がある。**

・これまでの補助制度は、要綱に基づく補助計画を作成することとし、**法定計画（地域公共交通計画）の作成を補助要件としていなかったが、**今後は乗合バス等への**補助制度と連動化**させることにより、**市町村等による地域公共交通計画の作成を促進。**（令和3年4月に要綱を改正。令和6年まで経過措置あり。）

・**幹線補助**は、幹線沿線の市町村（単独・複数）が作成する地域公共交通計画又は、都道府県が作成する**広域的な地域公共交通計画**に位置付けることを想定。**フィーダー補助**は、主に**市町村単位**で作成される**地域公共交通計画**に位置付けることを想定。また、これらの計画を作成する際には、**都道府県・市町村のいずれも参加している法定協議会において協議がなされることが必要。**

3 地域公共交通計画の策定

① 策定の目的

人口減少や新型コロナウイルス感染症等の影響により、厳しい状況に置かれている地域公共交通の維持、活性化を目的として、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、これまでの計画に無い考え方を取り入れた**持続可能で利便性の高い公共交通サービス**を利用者に提供するため、静岡県地域公共交通計画を策定する。

3 地域公共交通計画の策定

② 計画の位置付け

◎国の法令、計画

交通政策基本法

交通政策基本計画

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 §5①

【地域公共交通計画 作成努力義務】

◎上位計画

県総合計画

「静岡県の新ビジョン
富国・有徳の美しい“ふじのくに”の
人づくり・富づくり
後期アクションプラン」

美しい“ふじのくに”
インフラビジョン

～いっしょに、未来の地域づくり。～

◎関連計画

都市計画区域マスタープラン

都市交通マスタープラン

県観光基本計画

県長寿社会保健福祉計画

等

整合

整合

整合

令和5年度末までの
地域公共交通計画への
広域バス補助系統の記
載が国の補助要件化
(計画と補助の連動)

計画の構成

ビジョン編

- ・将来、目指す姿
- ・地域公共交通のあり方

プラン編

- ・中期の計画（5年間）
- ・実践的な取組内容
- ・定量的な目標・評価方法

【主な対象】 複数市町をまたぐ公共交通

対象地域

西部地域

交通圏の
課題・施策

中部地域

交通圏の
課題・施策

東部地域

交通圏の
課題・施策

伊豆地域

交通圏の
課題・施策

整合

整合

整合

整合

地域公共交通計画
〇〇市

地域公共交通計画
〇〇町

地域公共交通計画
〇〇市

地域公共交通計画
〇〇町

地域公共交通計画
〇〇市

地域公共交通計画
〇〇町

地域公共交通計画
〇〇市

地域公共交通計画
〇〇町

令和5年度末までの
地域公共交通計画への
市町内バス補助系統の
記載が国の補助要件化
(計画と補助の連動)

【主な対象】 市町内の公共交通

各市町の協議会

県

策定主体

市町

3 地域公共交通計画の策定

③ 分科会の設置

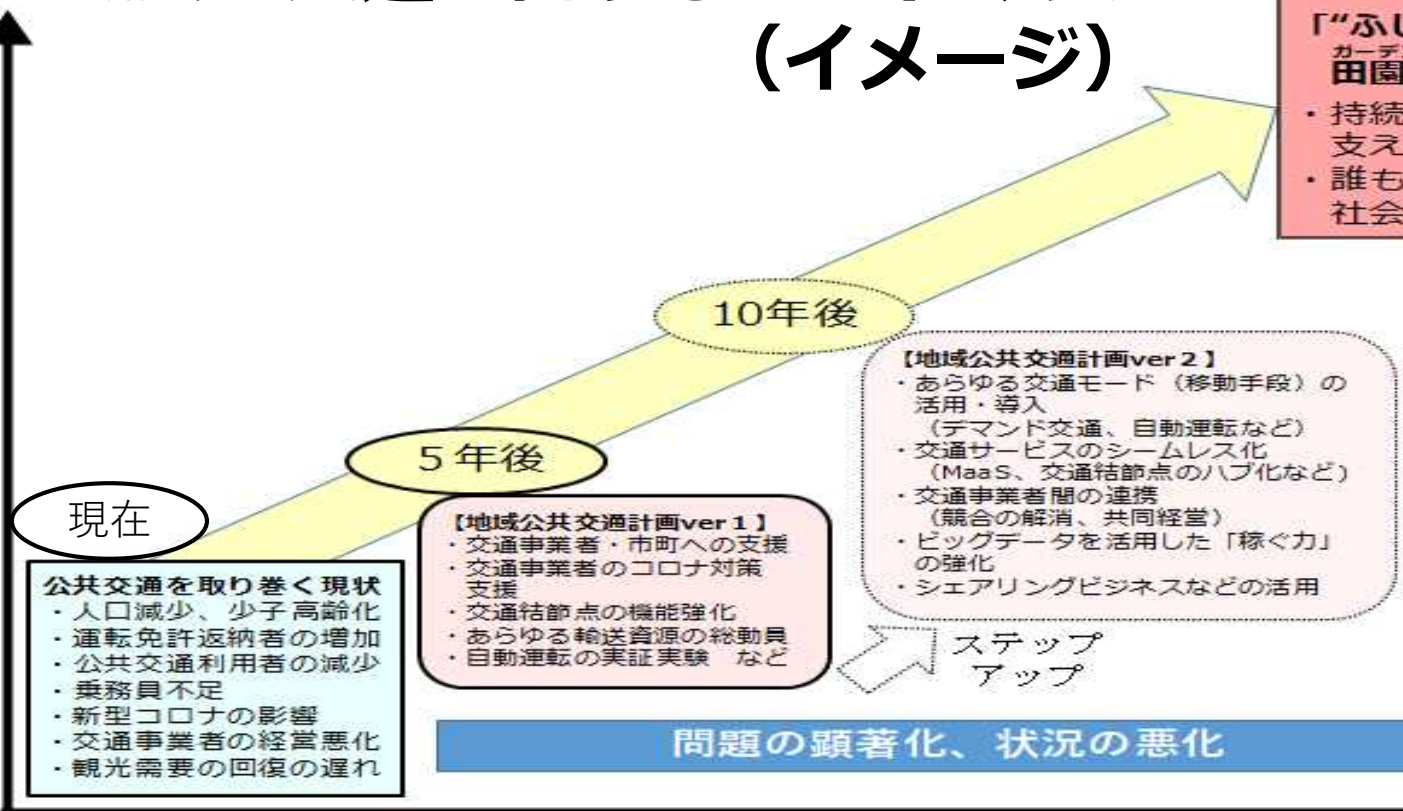


3 地域公共交通計画の策定

④ 地域公共交通に関するロードマップ (イメージ)

将来、目指す姿
「“ふじのくに”デジタル
ガーデンシティ
田園都市」の実現
・持続可能な暮らしを支える地域公共交通
・誰もが移動に困らない社会

達成度
暮らしを支える地域公共交通の維持、確保



現在から将来への取組

時間軸

3 地域公共交通計画の策定

⑤ 法的根拠、記載すべき事項

法第5条には「都道府県にあっては、当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、地域公共交通計画を策定するよう努めなければならない。」と規定されている。

記載すべき事項：法第5条第2項

基本的な方針	地域が目指すべき将来像と共に、公共交通が果たすべき役割を明確化した上で、取組の方向性を定める。
計画の区域	当該地域の交通圏をもとに、計画区域を設定する。
計画の目標	基本的な方針に即して、目標を設定する。
事業及び実施主体	目標達成のために提供されるべき地域旅客運送サービスの全体像を明らかにし、各路線等におけるサービス水準の目安を設定。併せて、その実現に必要な事業・実施主体を整理する。
計画達成状況の評価	計画策定後の評価方法を定める。 出典：国土交通省資料
計画期間	原則5年程度。地域の実情等を踏まえて設定する。

3 地域公共交通計画の策定

⑥ 計画の概要

計画名称：“ふじのくに”地域公共交通計画

策定時期：令和5年度末

計画区域：静岡県全域

計画期間：5年間（令和6～10年度）

計画構成：将来、目指す姿（ビジョン）と、そのビジョンを実現するための実践的なプラン

4 今後の予定

① 全体スケジュール

年度	令和4年度									令和5年度											
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
協議会	第1回(本日)					第2回(現状・課題の整理、ビジョン案)			第3回(計画骨子案)				第4回(計画素案)					第5回(計画案)			第6回(計画決定)
地域分科会					第2回(現状・課題の整理、ビジョン案)			第3回(計画骨子案)				第4回(計画素案)					第5回(計画案)				

4 今後の予定

② 現状と課題の整理に関する主な調査項目

	主な調査項目	必要資料、調査方法など
1	地域の現状	○国の法令、計画 交通政策基本法、活性化再生法 ○上位計画 県総合計画、県インフラビジョン ○関連計画 都市計画区域マスタープラン 都市交通マスタープラン、 県観光基本計画、県長寿社会保健福祉計画 ○市町計画等 市町地域公共交通計画、 市町都市計画マスタープラン 南伊豆・西伊豆地域公共交通網形成計画 東伊豆・中伊豆地域公共交通網形成計画 ○公共交通の運行に係る情報 路線バスの系統、停留所等 ○アンケート調査 交通事業者・市町に対するアンケート
ア	人口分布	
イ	地域特性	
2	公共交通の現状	
ア	路線バスの系統、停留所	
イ	アのうち地域間幹線系統に関するもの	
ウ	市町自主運行バスの系統、停留所	
エ	タクシーの営業地域、台数	
オ	市町デマンド交通の対象地域、停留所	
カ	各公共交通の利用者数(鉄道・バス・タクシー)	
キ	事業者・市町の公共交通利用促進策	
3	都市構造	
ア	各地域の拠点の名称、位置	
イ	各地域の交通結節点の名称、位置	
4	市町及び交通事業者の意向	
ア	注目しているキーワード	
イ	市町における新技術の導入見込み	

4 今後の予定

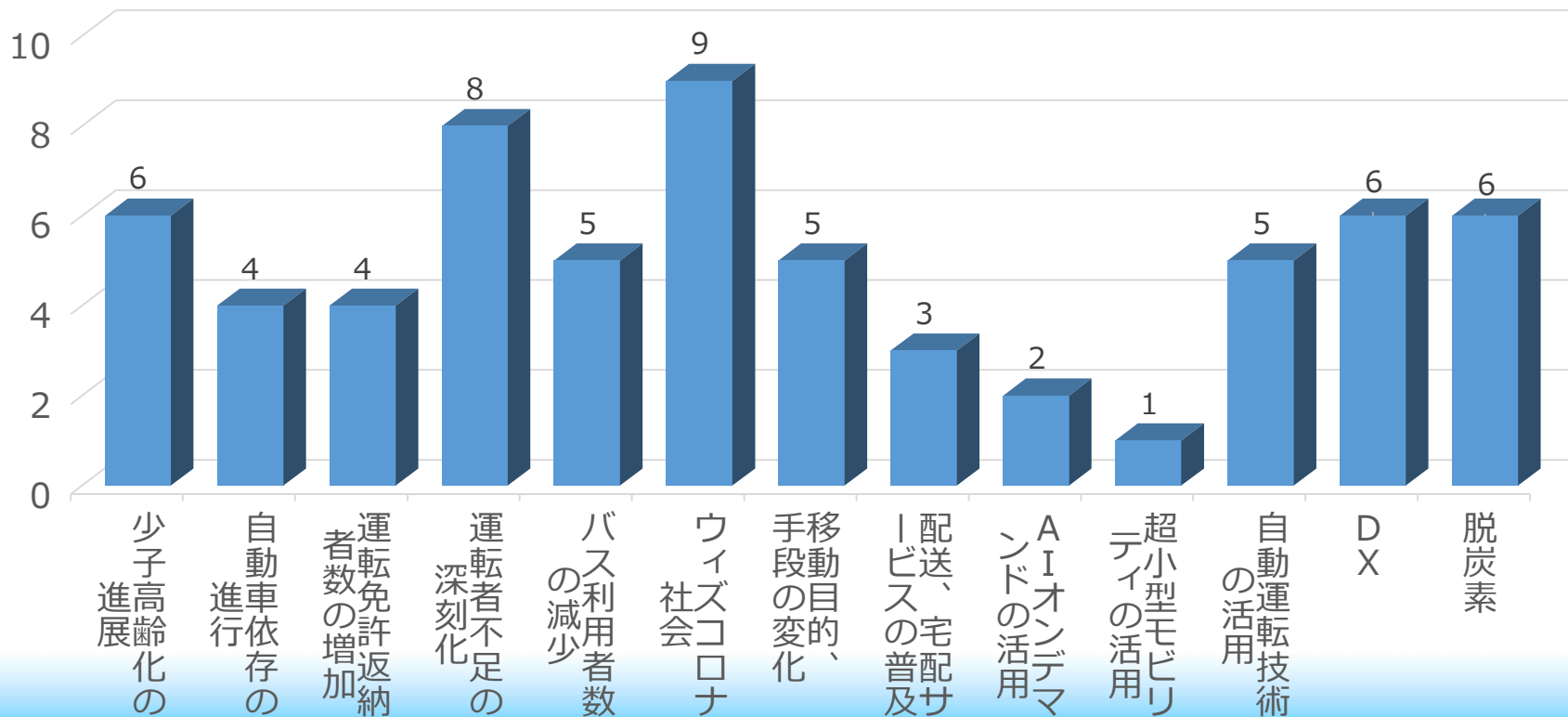
③ 調査の実施予定

	主な調査項目	交通事業者	市町	依頼日	回答期限
2	公共交通の現状				
ア	路線バスの系統、停留所	○	—	8月上旬	9月上旬
イ	アのうち地域間幹線系統に関するもの	○	—	8月上旬	9月上旬
ウ	市町自主運行バスの系統、停留所	○	○	8月上旬	9月上旬
エ	タクシーの営業地域、台数		○	8月上旬	9月上旬
オ	市町デマンド交通の対象地域、停留所	○	○	8月上旬	9月上旬
カ	各公共交通の利用者数(鉄道・バス・タクシー)	○	○	8月上旬	9月上旬
キ	事業者・市町の公共交通利用促進策	○	○	8月上旬	9月上旬
3	都市構造				
ア	各地域の拠点の名称、位置	—	○	8月上旬	9月上旬
イ	各地域の交通結節点の名称、位置	—	○	8月上旬	9月上旬

(参考) 事前アンケートの結果

交通事業者へのアンケート結果・・・回答数10

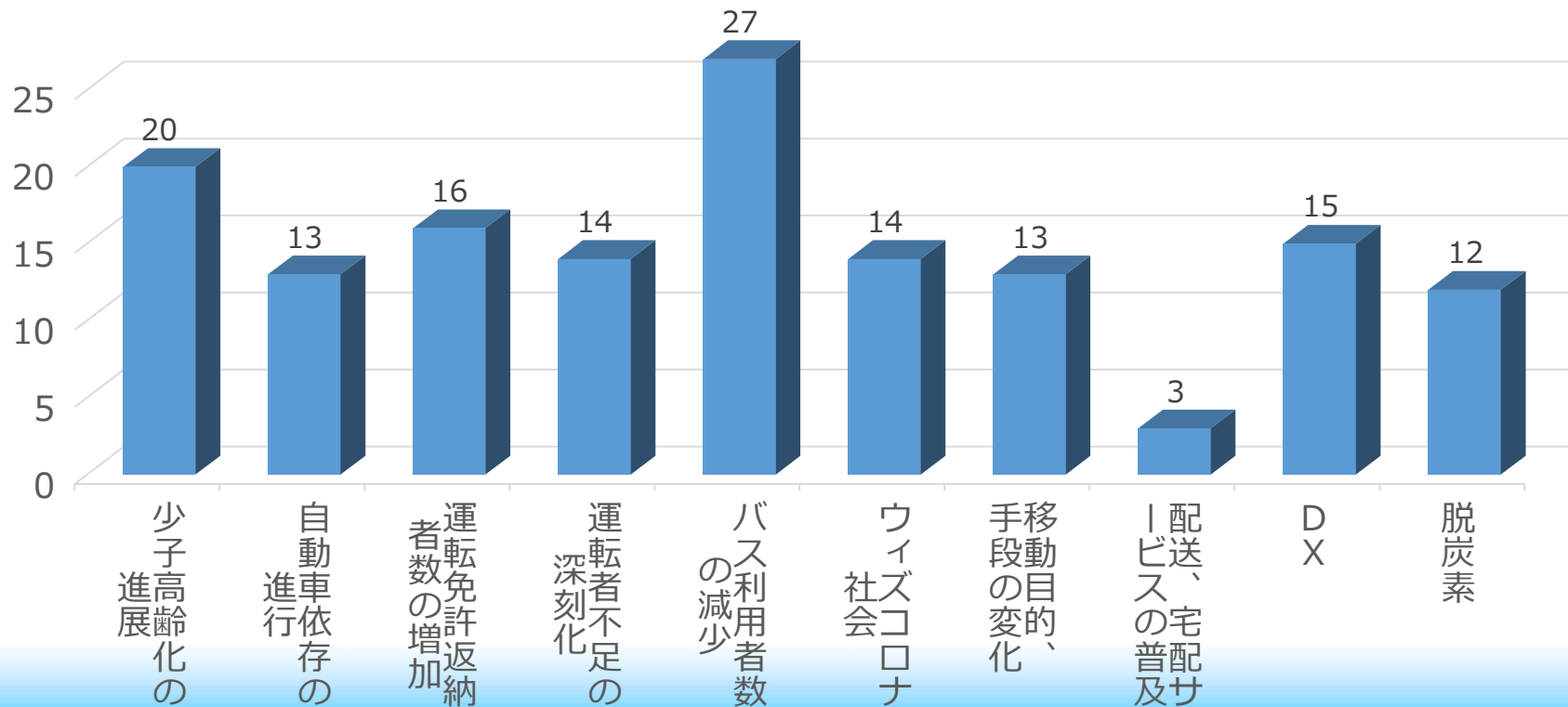
地域公共交通において重要だと感じる項目



(参考) 事前アンケートの結果

市町へのアンケート結果（1）・・・回答数29

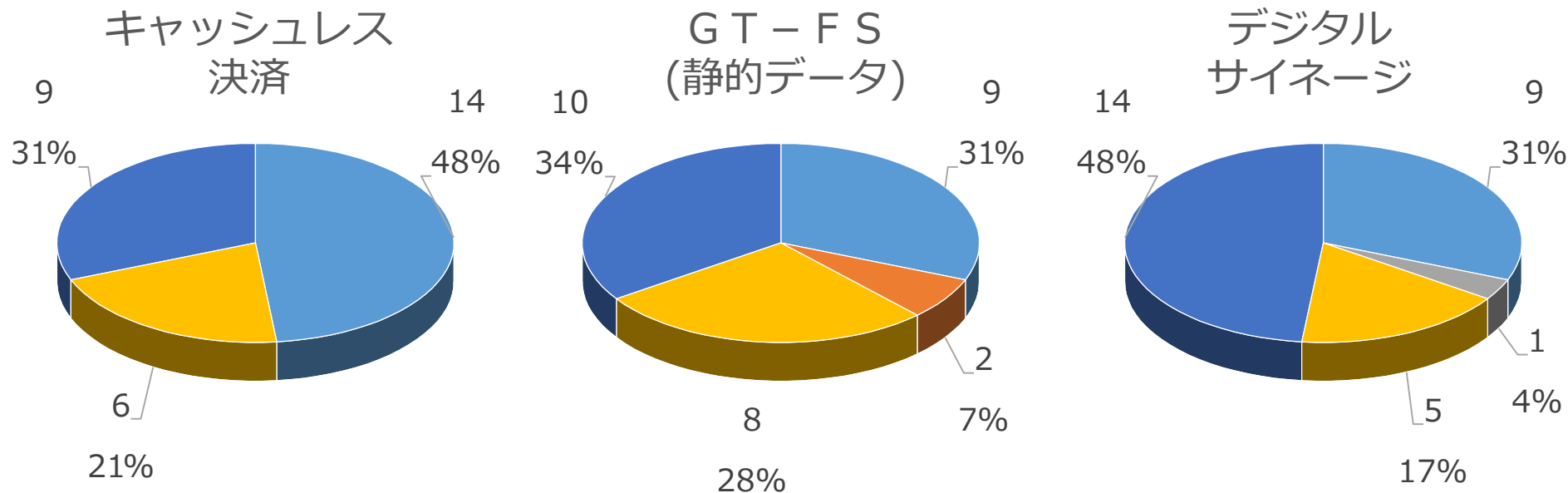
地域公共交通において重要だと感じる項目



(参考) 事前アンケートの結果

市町へのアンケート結果 (2) …回答数29

新技術の導入について (1 / 3)

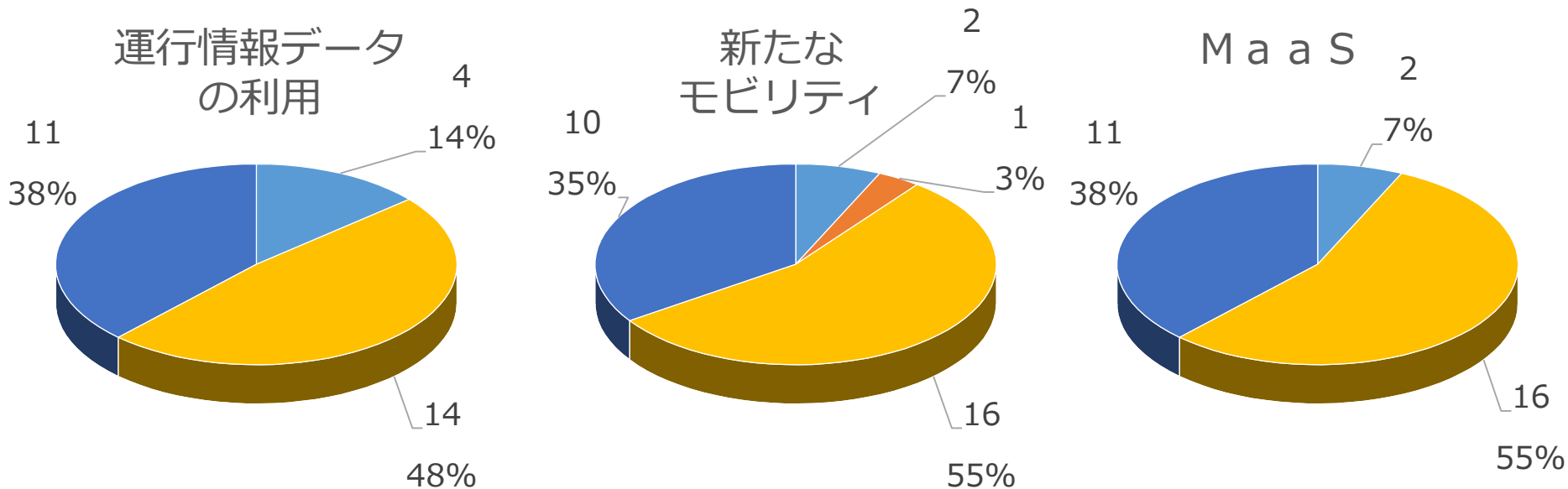


■ 1 導入済 ■ 2 令和5年度までに導入予定 ■ 3 令和10年度までに導入予定 ■ 4 導入検討中 ■ 5 予定無し

(参考) 事前アンケートの結果

市町へのアンケート結果 (2) ……回答数29

新技術の導入について (2 / 3)



- 1 導入済
- 2 令和5年度までに導入予定
- 3 令和10年度までに導入予定
- 4 導入検討中
- 5 予定無し

(参考) 事前アンケートの結果

市町へのアンケート結果 (2) ……回答数29

新技術の導入について (3 / 3)

GT-R T
(動的データ)

2

7%

AI オンデマンド
交通

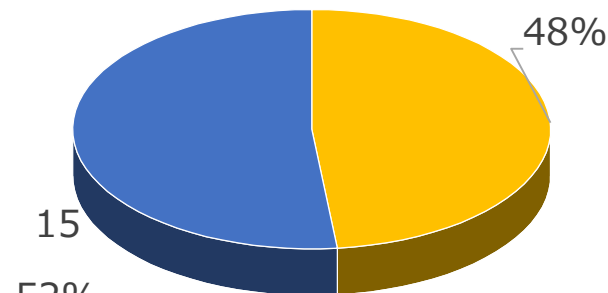
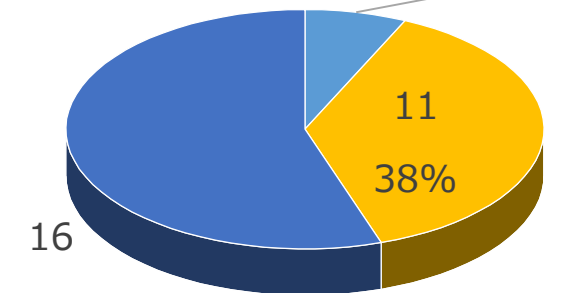
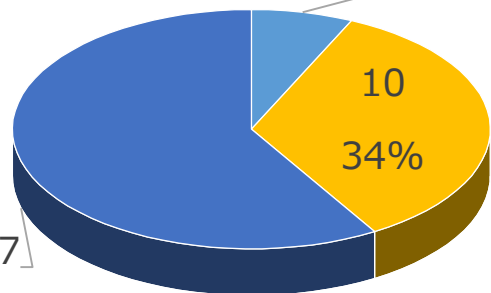
2

7%

自動運転技術

14

48%



- 1 導入済
- 2 令和5年度までに導入予定
- 3 令和10年度までに導入予定
- 4 導入検討中
- 5 予定無し

(参考) 事前アンケートの結果

アンケート結果の整理

(交通事業者)

・ウィズコロナ社会、運転者不足の深刻化、DX等への対応について、大半の事業者が重要だと感じている。

(市町)

・バス利用者の減少、少子高齢化の進行、運転免許返納者数の増加への対応について、大半の市町が重要と感じている。

・新技術のうちキャッシュレス決済、GT-FS、デジタルサイネージについて、10以上の市町が導入済または導入予定。